

令和3年第3回

教育委員会定例会会議録

令和3年3月8日

令和3年第3回教育委員会定例会会議録

令和3年3月8日（月）

出席者（4名）

教育長 貝ノ瀬 滋
委員 富士道 正 尋

委員 畑 谷 貴美子
委員 櫻 井 正 治

欠席者（1名）

委員 池 田 清 貴

出席説明員

教育部長・調整担当部長
秋 山 慎 一
総務課長 高 松 真 也

学務課長 金 木 恵
三鷹市立三鷹図書館管理・サービス
担当課長 大 地 好 行
学務課副主幹・指導課統括指導主事
星 野 正 人
指導課統括指導主事
鈴 木 恭 子

教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 加 藤 直 子

事務局職員

副参事 寺 田 真理子

総合教育政策担当部長・三鷹市立三
鷹図書館長 松 永 透
総務課施設・教育センター担当課長
田 島 康 義
指導課長 長谷川 智 也
学務課長補佐・総合教育相談室長
香 川 雅 子
指導課長補佐・教職員係長
天 野 昌 代
教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長・三鷹中央防災公園・元気
創造プラザ総点検担当部長）

大 朝 撰 子
教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 平 山 寛

副参事 越 政 樹

令和3年第3回教育委員会定例会
議 事 日 程

令和3年3月8日（金）午後3時開議

- 日程第1 議案第9号 教育政策推進室設置規則の制定について
- 日程第2 議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定について
- 日程第3 議案第11号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 三鷹市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 教育長の文部科学省初等中等教育局視学委員の兼職について
- 日程第6 教育長報告

午後 2時59分 開会

○貝ノ瀬教育長 では、ただいまから令和3年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は、富士道委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第9号 教育政策推進室設置規則の制定について

○貝ノ瀬教育長 日程第1 議案第9号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。高松総務課長。

○高松総務課長 では、議案第9号についてご説明を申し上げます。

議案資料5ページをお開きください。本日席上に配付させていただいております議案参考資料、教育委員会組織図(案)について、併せてご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

この議案ですけれども、令和3年度から教育委員会事務局に課相当の臨時組織としまして、教育政策推進室を設置するために規則を制定するものでございます。2月の教育委員会定例会で議決をいただきました令和3年度基本方針でも、スクール・コミュニティの創造に向けた仕組みづくりと、個別最適化された学びの実現を図るために集中的かつ強力に事業を推進するための組織体制を整備する旨を掲げております。本規則はその具現化としまして、組織の設置、また、分掌事務、職の設置等を規定するものとなります。

5ページ、第1条でございます。まず、設置の目的につきまして、スクール・コミュニティの創造に向けた仕組みづくりを進めるとともに、子ども一人ひとりのニーズに応じて個別最適化された学びの実現を図るため、教育委員会事務局教育部に臨時的な組織として教育政策推進室を設置することを定めております。

また、第2条では分掌事務を規定しております。第1号でスクール・コミュニティの創造、第2号で個別最適化された学びの実現という2本の大きな政策課題を掲げるとともに、第3号から第5号までにコミュニティ・スクール、地域学校協働活動、そして、PTA活動の支援に関することを掲げております。この第3号から第5号までに掲げる事務については、現状、指導課に担当課長を置きながら指導課が所管をしているものになりますけれども、教育政策推進室は新たな事業、政策課題の検討・推進に加えまして、コミュニティ・スクール等の密接な関連性のある既存の事務事業を一体的に所管することから、それらの事務を推進室に移管しまして、指導課とも連携をしながら推進することとしております。また、特にスクール・コミュニティの創造につきましては、全庁横断的に連携した取組が重要となることから、第6号では部内、そして、市長部局等との連絡調整に関することを掲げているところでございます。

続いて第3条です。推進室に室長その他の職員に加えまして、統括指導主事又は指導主事を置くことを規定しています。推進室の職員数ですけれども、常勤の正規職員の定数と

しまして、室長や統括指導主事など4人としまして、ほかに非常勤職員等の配置や指導課など関係職員の兼務を予定しているところでございます。

第4条では、室長その他の職員の職務を規定しています。行政職については、言わば定型な内容を規定しておりますけれども、6ページの第7項、統括指導主事、そして指導主事については、個別最適化された学びの実現に係る教育施策その他学校教育に関する専門的事務を処理することとしているところでございます。

第5条はその他事務処理に係る関係規程の準用、第6条は委任規定となります。

また、附則です。第1項でこの規則の施行期日を令和3年4月1日と定めるとともに、第2項で関連する教育委員会事務局処務規則の一部改正を行っております。

教育委員会事務局処務規則の一部改正内容につきまして、7ページからの新旧対照表をごらんください。8ページになりますが、指導課教育振興係の分掌事務の中で、先ほど推進室の分掌事務のところでご説明しましたとおり、旧第8号、「PTA活動の支援に関すること」を削除し、推進室に移管するものとなります。

ご説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。富士道委員、お願いします。

○富士道委員 新たな組織を設置して教育の充実を図るということで、私は大変すばらしい試みだなと思っているのですが、具体的な仕事の中身が見えにくくて、なかなか分かりにくいという感じがしています。例えば、資料の6ページ、第4条第7項に「教育施策その他学校教育に関する専門的事務」という表現がありますが、具体的にこういうことを想定しているというのがあればお聞かせください。

○貝ノ瀬教育長 個別最適化でもいいですし、スクール・コミュニティでもいいですから、具体的にもう少し説明をお願いします。松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 これから動き出すということなんですけれども、基本的に一番大切だと思っているのは、データの分析です。特に市の学力調査をはじめ、様々な子どもたちの経年的なデータを取っていくということで、どのような指導をしていくことが個別最適なものになっていくのかといったところについて、当然、これは指導課と連携しながら進めていくことになるわけなんですけれども、その辺りの部分はすごく重要なものだと考えています。

○富士道委員 分かりました。

○貝ノ瀬教育長 本市はご承知のように経年型の学力調査をやっています、その結果が毎年出ます。今年度についてはコロナ禍では中止されましたけど、全国の学力調査も行われると思います。そして、1人1台タブレット端末を活用しながら指導を進めていくということで、家庭での使用、それから、学校での使用、場合によってはデジタル教科書の活用なども含めて、得られたデータをどのように活用していくか。実際に一人ひとりのつまずきとか不得手なところについて、具体的にどのようにそれをケアしていくのかということは学校が直接的にはやるわけなんですけれども、推進室では、そこに対していろいろ支援をしたり、助言をしたりということをご想定しています。

ですから、個別最適化ということになりますと、そういった具体的な作業が入ると思います。スクール・コミュニティについても、様々な具体的な支援、指導を想定しているところでは。

一例を挙げましたが、ほかにいかがですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第9号 教育政策推進室設置規則の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定について

日程第3 議案第11号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正について

○貝ノ瀬教育長 委員の皆様にお諮りいたします。日程第2 議案第10号および日程第3 議案第11号については関連議案ですので、一括して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。議案第10号および議案第11号を一括して議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。長谷川指導課長。

○長谷川指導課長 それでは、まず議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定についてご説明させていただきます。資料は13ページからです。

令和2年7月に三鷹市教育委員会が策定いたしました上限方針では教員の健康及び福祉の確保を図るために、労働安全衛生法に基づく長時間労働への医師の面接指導や産業医等による保健指導等を掲げております。このことを踏まえまして、教育委員会で産業医を選定し、過重労働に関する面接指導等の体制を整えるとともに、全小中学校を包括した健康管理の取組を促進するために、このたび、三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則を制定するものでございます。

議案第10号参考資料、三鷹市教育委員会労働安全衛生推進体制をごらんください。教職員の数が常時50人以上の学校につきましては衛生管理者を置きまして、衛生委員会を設置いたします。なお、現在、市内小中学校で教職員の数が常時50人以上の学校につきましては、高山小学校、南浦小学校、第一中学校の3校でございます。また、教職員の数が常時49人以下の学校につきましては、衛生推進者を置きます。そして、これら全小中学校の衛生委員会及び衛生推進者を総括する組織といたしまして、三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議を設置いたします。

議案資料の13ページをごらんください。第6条の規定によりまして、教職員の数が常時50人以上の学校には衛生管理者を置きます。また、衛生管理者の職務につきましては、第7条に規定しております。

18ページをごらんください。教職員が常時50人以上の学校には第24条によりまして、教職員の衛生に関する事項を調査審議するために衛生委員会を設置いたします。なお、衛生委員会の調査審議事項につきましては第25条に、また、衛生委員会の組織につきましては、第26条に規定しております。

戻りまして14ページをごらんください。教職員の数が常時49人以下の学校につきましては、第10条の規定によりまして、衛生推進者を置き、教育委員会は副校長を衛生推進者に選任いたします。なお、衛生推進者の職務につきましては、15ページ、第11条に規定しております。

続きまして、17ページをごらんください。市内小中学校の衛生委員会及び衛生推進者を総括する組織といたしまして、第18条により三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議を設置いたしまして、教職員の安全衛生に関する事項を検討いたします。なお、推進会議の検討事項につきましては第19条に規定し、また、推進会議の組織につきましては、第20条に掲げる委員をもって組織いたします。

次に産業医についてご説明いたします。15ページをごらんください。産業医の設置につきましては第13条に規定いたしまして、教育委員会が産業医を選任するとしております。また、産業医の職務につきましては、第14条に規定をしております。

現在の産業医選任の進捗状況につきましては、三鷹市医師会に産業医の推薦を依頼いたしまして、3月22日までに推薦者が決まる予定でございます。なお、産業医の任期につきましては、令和3年4月1日からとしておりまして、執務場所といたしましては、教育センターを基本としながら、1回当たりの執務時間が3時間程度、年間12日以内の執務を予定しております。

先ほどの議案第10号参考資料の裏面になりますが、労働安全衛生管理の流れについてごらんください。産業医によります長時間労働者の面接指導の流れについてご説明をいたします。

①から⑥の流れに沿いまして、時間外在校等時間が月に80時間を超える教職員につきましては、労働安全衛生法にのっとり、産業医による面接指導を実施いたします。また、労働安全衛生規則にのっとりまして、産業医の職務といたしまして、学校への職場巡視や教職員への健康診断結果に基づく健康保持のための措置として、保健指導等を実施いたします。

引き続きまして、議案第11号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正についてご説明をいたします。

26ページをごらんください。こちらは議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則第13条第2項の規定により、教育委員会が産業医を選任することを踏まえまして、教育長の専決事項として、第2条第1項第6号中の「委嘱解嘱」の右に、「並びに産業医の選任解任」を加えるものでございます。

ご説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

要は、これは教職員の安全並びに健康衛生管理のために、50人以上の学校には産業医と称する医師を置かなければならないということですよ。

○長谷川指導課長 はい。それに該当する学校は一中と南浦小と高山小です。この組織図の上にございますように、安全衛生推進会議に産業医ということを位置づけまして、基本としては教育センターに勤務をしながら、それぞれの学校を巡回しながら指導していくということになっております。

○貝ノ瀬教育長 学校に巡回してもらうことで、事実上、対応に当たっていただくということですね。

○長谷川指導課長 はい。

○貝ノ瀬教育長 富士道委員。

○富士道委員 この労働安全衛生管理というのは働き方改革にも伴いまして、特に学校現場にきちっと重点化しながら、今までその他のところはいろいろな形で管理されていたのですが、学校現場だけは、どういうわけかすぽっと抜けていた部分があって、今回こういう形でしっかり学校現場にも適用するという流れの中で、こういう変化が出てきていると思います。

一つお聞きしたいのは、6条に出ておりますが、衛生管理者はそうなりますと、具体的には先ほどのお話ですと3校に衛生管理者を置かなきゃいけないわけですが、今の推薦の状況といいますか、人材の確保の点はどうなっているのか教えてください。

○貝ノ瀬教育長 長谷川課長。

○長谷川指導課長 こちらにつきましては、養護教諭や保健体育科教諭を充てることができます。

○富士道委員 そうすると、衛生管理者の場合は例えば一種とか二種とか資格が必要だと思っておりますが、その辺は兼務で大丈夫だったのでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 長谷川課長。

○長谷川指導課長 そのとおりでございます。学校内であれば衛生管理者免許を持っている場合はその者、持っていない場合は保健体育の教諭、もしくは養護教諭等から、原則その学校の専属の者を選任するとなっております。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 現実的な対応になっているということですね。

○富士道委員 もう一点なんです、今度は逆に49名以下のところについては、衛生推進者は副校長が行いますよという規定になっています。規定の中をよく読みますと、実際、衛生推進者というのは、ここで言うと第7条のいわゆる1から5に掲げられるようなことを副校長が実際にやらなきゃいけないことになるわけですが、実際、副校長さんも多忙で、通常の業務を何とか減らしてあげないと、またさらにこれに加わるというのは大変悲鳴が聞こえてくるような気もするんですが、そういう対応については何か工夫などはありますか。

○貝ノ瀬教育長 長谷川課長。

○長谷川指導課長 現状といたしましても、実態として副校長がこのような業務を担っ

ております。このたびは、改めて50人以上の学校に衛生管理者を設置するということを踏まえて衛生推進者を規則上で規定するものでございます。副校長の業務につきましては、様々な業務が重なり負担になっているということも承知しております。そのことを踏まえ、副校長補佐については、次年度はさらに拡充できるよう都に申請しているところでございます。

以上でございます。

○富士道委員 分かりました。

○貝ノ瀬教育長 本来、富士道委員も校長のご経験者ですので実感していらっしゃると思いますが、副校長はほんとうに業務が多忙で、朝一番に来て最後に帰るといったような勤務状態なのですが、これは校長の裁量で副校長の業務の内容を主幹以下の教員に任せることができるわけです。ですから、副校長が業務上、非常に負担がかかっている場合には放っておかないで、校長が責任を持って主幹、主任教諭等々に仕事を校務分掌として分けて、そして、円滑な業務を回してもらおうということも可能なんですよ。ですから、それをぜひ校長会等でもご指導いただいて、それを実行してもらおうようにお願いしたいと思います。

○長谷川指導課長 引き続き指導してまいります。

○貝ノ瀬教育長 よろしく申し上げます。畑谷委員。

○畑谷委員 3校の50人以上の学校に産業医を置くというのがあるんですけど、先ほどの説明で、推進会議の産業医との関係が分からなくなっているんですけども。産業医としては、3人、4人じゃなくて、1人だけということですか。

○長谷川指導課長 そのとおりでございます。

○畑谷委員 そういうこと。先ほど年間12日以内という説明でしたよね。ということは一月に1回程度になりますね。産業医は、何かあったときだけ行くと、学校側からこういうのを先生に聞いてみてくださいとか、様子を見てくださいということが上がったときに行く感じになるのでしょうか。

○長谷川指導課長 先ほどの面接指導の流れの資料がございましたが、面接指導の対象に該当する教職員につきましては、毎月、校務支援システムで把握をしておりますので、この基準に該当する教員がいた場合には面接指導を行うということでございます。

また、学校に対しては、職場巡視が年間計3回予定しております。その際に、こちらにありますように様々な執務場所について確認をしたうえで、必要に応じて措置等を教育委員会に行い、学校には指導、助言することになっております。

○畑谷委員 分かりました。3校に産業医を置くというのと、それから、そのほかにも推進会議というのが年間何回も行われるわけですよ。そのときに産業医さんをご出席される、そして、先生方との面接を1人の方が行うということですね。

○貝ノ瀬教育長 長谷川課長。

○長谷川指導課長 産業医は推進会議のときだけではなく、月に1回、基本的に教育センターにて執務しますので、そのときに、例えば4月に勤務した際に、前月の3月に時間外在校等時間が80時間を超える教員がいた場合等、その状況に応じて面接指導等を行うことになります。

○畑谷委員 分かりました。

○秋山教育部長 補足をいたします。産業医の設置については、労働安全衛生法に基づいて、50人以上の事業所には衛生管理者を置いて、産業医も置かなければならないことになっています。ですから、願います先生はお一方ですけれども、各学校の産業医ということも兼ねて願います形になります。実際にはお一方なので、月に1回教育センターにお越しただいて執務をしていただくんですけれども、法律の立てつけで言うと、50人以上の各学校には置かれる形になっているので、表現としてはそういう形になっています。

また、三鷹市の場合、49人以下の50人に満たない学校もたくさんあるわけです。その学校については、法律の定めるところによれば、それは産業医も何も置かなくていいことになっているんですけれども、今回、それではよろしくないだろうということで、教育委員会が全体で各学校を見るために推進会議というのを設けて、そこに産業医を置きます。したがって、50人に満たない学校についても産業医が教職員の健康管理等をしていただけるような仕組みをつくっているのが今回の推進会議の部分です。

ですから、推進会議というのは法定の組織ではないので、三鷹市教育委員会が独自に全校を見られるように、そういう組織体をつくって行うということで、今回大きく言うと、法に基づく部分と、それから、市の教育委員会独自に考えてやる部分というのが混在しているので分かりにくいのですが、そういう形になっているということで補足させていただきます。

○畑谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○貝ノ瀬教育長 もう少し説明してもらいたいですけれども、本市のように柔軟に該当校以外の案件も受けるということを含めて1人で対応してもらおうという規則にしようとしているわけですが、それは法的には矛盾しないようになっているんですね。

○秋山教育部長 そうです。

○貝ノ瀬教育長 何か脱法行為をしているのではないということで、そこは誤解がないようにお願いします。そこら辺のところをちゃんと行っていただかないと。そのようなことが可能であるということの中の運用の仕方ということですね。

それから、もう一つ誤解がないようにしてもらおうのは、労働安全衛生管理の流れをちらっと見ると、80時間を超えて仕事をしている教職員は、何か病気のような扱いをしているということではなく、健康面で問題がないかということでも診てもらったほうがいいという仕組みですね。だから、病気扱いをしているということではなくて、働き方改革としての手だて、仕事を遂行していく上でのいろいろな工夫というものも、改善も図りながら、なおかつ健康、安全に関してケアをしていくという意味で、これが置かれているという意味ですね。働き過ぎているのはみんな病気だというようなことではないということで、誤解がないようにお願いいたします。

そのほか、いかがですか。櫻井委員。

○櫻井委員 全校を総括するものとして推進会議が非常に重要だと思うんですけれども、組織の中で衛生管理者のうち、教育委員会が指名する人が1人ということなんですが、衛

生管理者は今のお話だと3校しかいなくて、3人ということですよ、3人の中からお一人。それで、残りの多くの学校は衛生推進者がいるわけですけども、衛生推進者はこの中には入っていないくて、最後の第9号の教職員のうち指名する者7名、そこに含まれているということなんでしょうか。

衛生推進者は優秀な副校長の先生もいらっしゃると思うんですけども、こういう方のご意見とかも入れるべきだと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 安全衛生推進会議の構成ですね。長谷川課長。

○長谷川指導課長 第9号については、現在のところ、教員を想定しておりますので、こちらには衛生推進者としての副校長が入るということにはなっておりません。

○櫻井委員 そうすると、3校以外の残りの49名以下の学校で、先生方の健康を把握している推進者がここに誰も入らないというのはおかしくないですか。

○貝ノ瀬教育長 大事なご質問で、当初から49人以下の学校についても産業医が関わりを持ってもらうんだといううちの規則の趣旨からいくと、そこはやっぱり改善の余地があると思いますので、ちょっと検討していただけますでしょうか。

○櫻井委員 もう一点よろしいでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 どうぞ。お願いします。

○櫻井委員 18ページの衛生委員会の設置に関してなんですが、これが24条に当たるのは3校というか、50名以上の学校の問題だけなんですね。ほかの50名以下のところの学校では、そういう委員会というのはやらないと。

○長谷川指導課長 はい。そのとおりです。

○櫻井委員 どうでしょう。それで済むんでしょうか。要するに50名超えているか超えていないかで、教職員の健康管理をするのに、少ない学校でもこういう委員会があってもいいはずなんだと思うんですけども、校長とか、衛生管理者がいなければ衛生推進者を含めたその先生方たちで、一つ一つ学校の状態を検討するということが大切ではないでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 長谷川課長。

○長谷川指導課長 こちらにつきましては、法律では50人以上の学校に設置をすることが義務づけられておまして、本市で言いますと3校なんですけど、本市といたしましては、櫻井委員がおっしゃるように、この3校だけではなくて全教職員が関わることで、全ての学校がこの衛生推進会議の下、労働安全体制を充実させたいという考えで、このような組織図にしております。先ほどご指摘があったように、会議に衛生推進者を入れるということで調整していきたいと考えております。

○貝ノ瀬教育長 50人と49人、1人だけの差でどう違うんだという、法的にはそういう線は引いてあるけれども、49人以下の学校についても対応を図っていくという意味で、今の櫻井委員のお話も筋が通るかとは思いますが、これはどうですか。

○秋山教育部長 繰り返しになってしまうんですが、今回、労働安全衛生の推進体制を整備するに当たっては、労働安全衛生法に基づいた考え方で私どもとしては整理をしたので、事業所の人数としては50人という一つのラインにして、法にのっとった形で今つく

っております。

会議体がないからといって、学校の中でこうしたことを積極的に取り組まないのかということ言えば、そうではありませんで、衛生推進者は副校長にしておりますけれども、日常の学校の運営の中で、その部分は衛生推進者を中心にしっかり行うことを想定した立てつけになっております。それで若干弱い部分があるということであれば、推進会議というものを上にかぶせた形で、教育委員会として全体を見る形に整理をさせていただいていまして、ご指摘の点につきましては、ごもっともな点はあるんですけども、今回、事務局として検討した経過としましては、あくまでも労働安全衛生法に基づく体制の整備で、このような形になっているということでご理解いただきたいなと思っております。

○櫻井委員 よろしいですか。

○貝ノ瀬教育長 どうぞ。

○櫻井委員 学校の先生方の健康について、精神的な部分も含めていろいろ今問題が起きています。推進会議は22条で、必要に応じて会長が招集するで、年に1回やる、2回やる話ではなくて、これだけのメンバーをそろってやるには、多分しょっちゅうできない会議だろうと思うわけです。それぞれの学校の中での衛生委員会であれば、そんなに多くのメンバーを集めなくてもできるという意味では、中でやる、早めにいろいろな検討をすることは重要だと思うんです。

私は、関連している都内の私立の中学校とか高校とかでは、もう月に1回衛生委員会を校長とやっているんです。そのときに出たものを年に2度、この推進会議みたいな会議もやっているんです。ですので、小さな委員会ですけども、中で早めに対応するということは重要ななと思ったので、こういう質問をしました。

○貝ノ瀬教育長 教育長というのは、教育行政の責任者ということになっていきますので、その立場から言わせていただくと、この法の立てつけの趣旨から言うと、まだ十分、委員の皆さんに納得をいただけていないので、これは先ほどの件も含め、もう少し検討させていただいて、臨時の教育委員会も予定しておりますから、そのときに提案を含めて、これでいくなればこれでいく、いかないならいかないと説明を含めて、教育委員さんが納得いくようにしてもらえるといいと思います。事務局の提案を何が何でも通してもらわなきゃ困るとかいうことではなくて、課題があれば正しいほうにしていくのはまさに大事なことです。そのために教育委員会があるわけですので、ぜひ検討を再度お願いしたいと思います。

では、大変いい話合いになりました。ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定につきましては、継続審議とすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は再度ご検討いただくということでよろしくお願いたします。

続きまして、議案第11号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正については、原

案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長　ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第4　議案第12号　三鷹市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

○貝ノ瀬教育長　では、日程第4　議案第12号を議題といたします。

(　書記朗読　)

○貝ノ瀬教育長　提案理由の説明をお願いいたします。大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長　まず、今回の一部改正は、今度開始させていただきます電子書籍サービスの提供開始に伴いまして、必要な部分に手を入れさせていただいております。あわせて、文言の整理なども行っております。電子書籍関係を中心に説明させていただきたいと思います。

33ページ以降に新旧対照表があるんですけれども、まず、36ページをごらんください。第8条の2で始まっているかと思うんですけれども、第2項で、三鷹市立図書館における電子書籍の考え方と、あと、本来、図書の貸出しの際には図書館の利用カードを使わせていただくわけなんですけれども、電子書籍の場合はカードを利用しませんので、それを例外とするという形で文言を入れさせていただいております。

その下の第8条の3のところ、電子書籍の利用者を市内在住、在勤、在学者に限っております。これは提供事業者の条件に基づいて定めているものでございます。

次のページの37ページ、第11条をごらんください。真ん中から下のあたり、こちらで電子書籍の貸出数を2点以内とさせていただいております。

また、次のページ、第12条のところ、貸出期間について2週間とした上で、館長が定める電子書籍については、14日以内の貸出期間の対象外としております。これは今回利用します電子図書館システムが、LibrariE&TRC-DLという電子図書館システムと、KinoDenという電子図書館システムの二つございまして、KinoDenでは、基本的に期間を定めた貸出しという概念を系統的に持っておりませんので、こういう形で規定をさせていただいております。

同じページの12条の2のところ、予約点数を2点としております。これも12条と同様にKinoDenについては予約する機能がございませんので、同じような決め方をさせていただいております。

電子書籍絡みのところについての改正は以上でございます。

その他、資料の表記の仕方が、今までバラバラであったものをおおむね図書館資料に統一したりとか、資料の形態とか内容が混在して表記されていたものについての整理を行っております。

施行日は、今まで4月をめどにということをお話をさせていただいておりますが、3月25日からサービスを開始することに決定しましたので、施行日を3月25日とさせていただいております。よろしくお願いたします。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

改正では電子図書を1人2点以内ということにしてあるんですね。その根拠についてご説明いただけますか。大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 もともと提供数が今回1,000点ちょっとになりまして、数も多くないものですから、なるべく多くの方に借りていただきたいこともございまして、少なめにさせていただいております。また、先行市の事例を参考にさせていただきまして、八王子市さんとか、その他、狛江市さんとかいったところも予約数が2点で、貸出しも大体2週間という形でそろっておりますので、同じような形で取らせていただきました。

○貝ノ瀬教育長 今までの運用上の経験から、2点ぐらいたと1,000点の電子図書が多くの人に借りられるという面で回っていくだろうということですね。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 そうです。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。ほかに委員の先生方、いかがですか。よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第12号 三鷹市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 教育長の文部科学省初等中等教育局視学委員の兼職について
○貝ノ瀬教育長 日程第5 議案第13号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。高松課長。

○高松総務課長 それでは、議案第13号についてご説明いたします。本日、席上に配付をさせていただきました議案資料をごらんください。

こちらの議案ですけれども、教育長に就任依頼のあった職の兼職について、教育委員会でのご確認をいただくという内容となります。

3ページをごらんいただけますでしょうか。令和3年3月2日付けで、文部科学省から教育長の同省初等中等教育局視学委員の就任について依頼があったものでございます。この初等中等教育局視学委員でございますが、文科省の初等中等教育局に置かれる非常勤の職で、依頼文に記載のとおり、初等中等教育について、専門的、技術的な指導及び助言に当たることを職務とするものとなります。

貝ノ瀬教育長におかれては、既に平成29年4月1日から同職を務めておりまして、2年任期の2期目がこの3月31日で満了するということをございます。このたび、文科省より、引き続き、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで継続しての就任について、三鷹市教育委員会宛てに依頼があったものでございます。基本的に都合のつく範囲で、

年数回程度の職務と聞いておりますので、教育長の本務への影響はないものと考えております。

ご説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で事務局からの説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

ご質問、ご意見等なければ採決いたします。

議案第13号 教育長の文部科学省初等中等教育局視学委員の兼職については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 教育長報告

○貝ノ瀬教育長 引き続き、日程第6 教育長報告に入ります。秋山教育部長。

○秋山教育部長 では、私からは2点報告をさせていただきます。

まず初めに、現在、開会中の令和3年第1回三鷹市議会定例会で行われました一般質問、それから、代表質疑についての報告をさせていただきます。

初めに、一般質問です。配付資料に通告一覧がございますので、こちらをご参照ください。今回の一般質問は新型コロナウイルス感染症対策として、2月26日の定例会の初日のみ、2会派5人の議員さんから一般質問が行われました。そのうち教育長に対しましては、1会派3人の議員からご質問がございました。

まず、ナンバー3、いのちが大事の嶋崎英治議員です。市の公文書等における年号表記、性別表記に関するご質問ということで、広報やホームページにおける表現の現状について、市長への質問に併せて教育長にも何点かお尋ねがございました。これに関しては、教育委員会でも市と同様の取扱いをしていることをお答えしています。また、卒業証書や生徒手帳における表記についてもご質問がありました。卒業証書につきましては、全て元号で表記されているが、西暦表記を求められた場合には、校長の判断によって西暦を表記した例があることをお答えしております。生徒手帳に関しましては、元号の表記があるものとないのちがあり、性別表記については、いずれも記載がないことを答弁してございます。

次に、ナンバー4、同じくいのちが大事の伊沢けい子議員です。新型コロナのワクチン接種についての市の取組に関するご質問でした。特にワクチン接種に関する任意性の確保に関するご質問の中で、教育長には教職員への接種についてお尋ねがありました。答弁としましては、新型コロナウイルスのワクチン接種は、あくまでも努力義務であり、同意のあった場合のみ接種されるため、教職員に対しても接種が強制されることはないとのお答えをさせていただきました。

次に、ナンバー5、同じくいのちが大事の野村羊子議員です。化学物質過敏症対策に関連して、公共施設の病害虫対策の現状に対するご質問でした。教育委員会で管理する学校や図書館などの施設につきましても、建築物衛生法で定めるところに基づいた衛生害虫の生息確認と駆除を行うとともに、薬剤の使用に関しても、薬事法における製造販売の承認

を得たものを使用していることをお答えしました。また、校庭の樹木に害虫がついた場合には、枝の剪定により駆除していることも併せて答弁いたしました。

以上が一般質問の概要でございます。

次に、先週3月4日と5日の2日間行われました令和3年度予算に関する各会派の代表質疑の内容についてご報告いたします。代表質疑は通告一覧はございませんが、七つの会派のうち四つの会派の議員から質疑をいただきました。口頭でのご報告とさせていただきます。

1番目は、日本共産党の前田まい議員です。国などに先駆けて三鷹市独自で少人数学級の実現に取り組んでほしいというご質問でした。教育長からは、昨年の分散登校時における少人数指導の効果が大きかったことは認識しているが、国に先駆けて市独自で少人数学級を実現するには、必要な教員の確保や、教室の確保など多くの課題があり、今後国への要望と併せて、その動向を注視していく趣旨のお答えを差し上げました。

2番目は、いのちが大事の野村羊子議員です。1人1台タブレット端末の導入に関して、児童・生徒がタブレット端末を活用した際に記録されるデータについて、その保存や管理責任の所存、データへのアクセス権や、消去、削除の権限など、個人情報保護の観点から、現状と市の認識についてのご質問でした。教育長からは、児童・生徒一人ひとりにIDとパスワードを付与した上で、本人がデータを管理する仕組みになっていることや、学習用タブレット端末の導入に当たっては、個人情報保護委員会への諮問を行っており、情報管理や個人情報の保護については、適切に行っているとの答弁をいたしました。

3番目は、つなぐ三鷹の会の成田ちひろ議員です。小学生のランドセルが重たいということについて、学習用タブレット端末が配付されたことに伴い、さらに重量が増えることもあり、いわゆる置き勉について改めて教育委員会の所見をとというご質問でした。教育長からは、小学生の携行品については、これまでも家庭学習で使用しない教材などは学校へ置いて帰ることを認めており、そのことを保護者にもお伝えしてきていますが、タブレット端末の導入により一定の重量が増えることになるため、新年度からは紙のドリルを見直すなどの工夫を図り、荷物を軽減することなど、校長会などを通じて働きかけていくことを答弁いたしました。

4番目は、都民ファーストの会の山田さとみ議員です。山田議員からは2点ご質問がございまして、1点目は、発達に障がいのある児童・生徒の通常学級における支援を進めてほしいというものでした。教育長からは、三鷹市では発達障がいのあるなしにかかわらず、ユニバーサルデザインの視点に立った授業を行い、通常の学級の中でできる児童・生徒の特性に応じた配慮や支援を行っており、そのため、より一層教員の指導力向上を図るとともに、東京都が新たに設ける支援員の制度の活用も含め、検討していくとのお答えをいたしました。

2番目のご質問は、さきほどの成田議員のご質問と同じ置き勉に関するものでしたので、同様の趣旨の答弁をいたしました。

代表質疑については以上ですが、なお、この予算審査につきましては、今週の金曜日12日から来週の金曜日19日まで、11人の委員で構成される予算審査特別委員会で審議

が行われる予定となっております。

予算代表質疑に関する報告は以上です。

続きまして、2点目の報告事項、新型コロナウイルス感染症緊急対応方針に基づく取組状況についてご説明いたします。お配りしています取組状況の資料をごらんください。

1ページでございます。1の児童1人1台学習用タブレット端末の整備です。今年の1月12日から15日にかけて、各市立小・中学校を通じて全児童・生徒1台ずつ配付したタブレット端末につきましては、現在、学校の授業や様々な教育活動で活用を進めているところでございます。また、家庭においてもタブレット端末を活用して課題等に取り組むなど、導入から2か月近くがたちまして、活用の幅を少しずつ広げながら取組を進めているところでございます。学習に必要なアプリの導入や授業等における効果的な利活用方法について、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、タブレット端末等の操作や活用等の支援を行うために配置しました端末導入支援員が、各学校に週3回程度訪問してサポートを行っております。

このほか、学校内で多くの学習用タブレット端末がインターネットに接続されることから、普通教室への無線LANアクセスポイントの増設を2月末までに完了いたしました。さらに利用の本格化に向けては、各学校等において、インターネット回線の増強に向けた回線敷設作業を進めておりまして、こちらにつきましても、間もなく完了する予定となっております。

次に、2の学校教育活動の継続支援です。国の第3次補正予算による補助制度を活用しまして、学校教育活動の継続支援を行います。これは先月の定例会で議案としてお諮りしました補正予算案につきまして、現在開会中の市議会定例会に提出され、審議が行われているところでございます。

令和2年度一般会計補正予算第12号におきましては、消毒液等の保健用消耗品を増額計上し、学校における新しい生活様式の実践を継続するとともに、デジタル技術を活用するための図書等購入費及び講習会等負担金を計上しまして、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図ることとしています。いずれも、事業費を令和3年度に繰り越しまして、市立小・中学校における感染症防止対策等への切れ目ない支援を図ってまいります。

なお、中学校の自然教室、それから、修学旅行につきましても、いずれも中止といたしました。修学旅行のキャンセル料につきましても、全額を公費で負担するとともに、代替の行事といたしまして、3月24日に三鷹の森ジブリ美術館（三鷹市立アニメーション美術館）を貸し切り、学校ごとに時間を区切って感染症対策を講じながら利用するという行事を予定しております。

次に、3の川上郷自然の村の運営支援です。新型コロナウイルスの感染拡大が今年度の経営に大きな影響を与えてきたところですが、緊急事態宣言の再発令を踏まえた臨時休業などにより、さらなる影響が生じていることから、こちらも令和2年度一般会計補正予算第12号におきまして、年間を通した収支差額を勘案して運営支援交付金を増額計上し、指定管理者による施設運営の継続を支援することとしています。

なお、このたび緊急事態宣言が再度延長されたために、自然の村につきましても、引き

続き 3月21日まで臨時休館いたします。

2ページをごらんください。4の図書館での電子書籍の導入です。新しい生活様式に対応した図書館の在り方への対応や、従来から課題となっていた図書館の閉館、休館時におけるサービス提供の拡充を図るため、電子書籍の導入に向けた準備を進めてまいりました。先ほどの議案でもお諮りしたとおりでございます。サービスの名称を「みたか電子書籍サービス」としまして、こちらも先ほどご説明しましたとおり、3月25日から利用開始する予定としてございます。

導入する電子図書館システムは、こちらも先ほどご説明しましたが、読み物系の電子書籍が充実しているものと、専門的な資料の電子書籍を取り扱うものの2種類を選びまして、その中から合わせて1,000点余りの資料を選定し、3月中旬までに契約を締結する予定としてございます。

また、利用開始に当たりましては、市立図書館ホームページから電子書籍システムにアクセスできるようにするとともに、利用者データの出力機能といったシステム改修の準備を現在進めてございます。

私からの説明は以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。次に、松永部長から説明をお願いいたします。

○松永総合教育政策担当部長 それでは、私からは、三鷹のこれからの教育を考える研究会の中間報告について、ご報告をさせていただきたいと思っております。冊子になっているもの、それから、A3判の色刷りのものをごらんいただければと思っております。

三鷹ネットワーク大学に設置しました教育・子育て研究所の中に三鷹のこれからの教育を考える研究会を設置しまして、次期三鷹市教育ビジョンに向けて、三鷹のこれからの教育の目指すべき方向性、取り組むべき事項などについて議論を重ねてきました。このたび中間報告の形で提言をいただきましたので、ご報告させていただきます。

研究会の研究員のメンバーにつきましては、冊子の26ページにございます。また、三鷹市教育委員会事務局はもとより、市長部局の子ども政策部、生活環境部、スポーツと文化部、企画部等の関係課の参画も得ながら検討を進めてきたところです。

次の27ページになりますけれども、こちらに検討の経過がございます。この中間報告は、合計6回開催されました本研究会の初年度の議論について取りまとめたものでございます。これを基に今後さらに具体化に向けた議論を深め、令和3年度も研究会を続けて行いまして、令和3年9月までに最終報告を取りまとめる予定でございます。

中間報告の主な論点についてです。A3の1枚のカラー刷りをごらんいただければと思っております。この中間報告のポイントの左側の図をごらんいただければと思っております。今回の中間報告では、三鷹の教育が目指すべきゴールとして、自らの幸せな人生と、よりよい社会の創造、個人と社会のウェルビーイングの実現を掲げています。

ウェルビーイングという言葉は、OECDでも使われておりますが、心身の良好な状態であるとか、健やかさであるとか、幸福度といった言葉で翻訳をされております。この中間報告では、ウェルビーイングを良好な状態として、経済的、物質的な豊かさを超えた包

括的なもの、かつ一時的ではなく持続的なものとして捉えています。個人と社会のウェルビーイングということでの個人につきましては、幸せ、あるいは幸せな人生という言葉、社会については、よりよい社会という言葉で表現をさせていただいています。

この実現のために学校と様々なコミュニティの総がかりで、人間力、社会力を主体的に発揮できる子どもたちを育て、一人ひとりを大切にする教育とスクール・コミュニティの創造に取り組む中で実現を図るということになっています。

真ん中の欄をごらんください。柱立ては大きく6点になります。色ごとに分けてございます。また、一番右側にあるものが、具体的な取組であったり、キーワードということで記載をさせていただいております。

それでは、真ん中の欄、1点目です。一人ひとりを大切にする教育です。個別最適な学びの実現に向けて、タブレットを最大限に活用しながら学びを進めることと、協働的な学びの深化を両輪として進めていくこと等、具体的な提言をいただいたところでございます。

2点目、一人ひとりが大切にされる環境整備の部分です。くつろぎや負担軽減のための環境整備として、ガンバリズムから脱却し、リラックスして最大限のパフォーマンスができるくつろぎ空間の設置や、居場所カフェの検討、デジタル化による荷物の軽減、また、スウェーデンで行われているおやつや昼寝等の導入の検討など、ユニークな提言もいただいたところです。

3点目、学校とコミュニティを結ぶコミュニティ・スクール委員会のさらなる充実です。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進や、より魅力ある大人の学び場、成長の場として、コミュニティ・スクール委員会の充実について提言をいただきました。

4点目です。スクール・コミュニティの創造に向けた取組です。人財育成、人財輩出の場ともなるスクール・コミュニティでの活動を通して、ここで学んだ市民の皆さんに住民協議会や市民協働センター、ネットワーク大学等での活躍の場をご提供することで、各団体の活性化を図っていくことであるとか、三鷹の各コミュニティ団体を代表するメンバーで構成されるスクール・コミュニティ推進委員会の設置に当たっては、教育委員会のみならず、市を挙げて推進するための関連する市長部局を含めた体制整備等の提言をいただいたところです。

5点目です。スクール・コミュニティの創造を加速する学校の在り方についてです。学校の地域の共有地、コモンズという言葉を使っていますが、そこへの移行ということです。コモンズとは、誰かの専用のものということではなく、みんなが利用可能な共有のものという概念です。コミュニティ・スクールとして公でも私でもない共有の「共」という共の空間、地域のコモンズとしての学校に移行していくことについて提言されています。その中で三部制による学校運営の提言がありました。学校施設を一部の学校教育の場、二部の部活動、学童、地域子どもクラブ、地域未来塾を含む放課後の学び場、遊び場、三部を社会教育、生涯学習や生涯スポーツ、様々な地域活動の場として三部制ということで、学校施設を機能転換する中で、まさに地域のコモンズとなるように管理運営体制、効率的な資源の集中や機能強化の方策を含めて検討していく提言をいただいたところです。

最後に、6点目です。非常時における学校の有する諸機能の発揮です。学校が災害時に学びを止めない備えや、複合災害発生時の避難所としての機能強化が提言されています。特に風水害時に避難所の役割を果たせない学校もあることから、早急な対応について提案をいただいたところです。

以上、ポイントとなる点を中心にご説明させていただきましたが、施策の推進方策につきましては、カラー版プリントの左下にございますように、全国への発信・共有も含め、各学園の独自性を共有する中で共に創り、これまでの枠組みにとらわれずに挑戦し、今回の中間報告にある提言の趣旨を踏まえて、スピード感を持って推進していくことから、可能なものから実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 高松課長。

○高松総務課長 それでは、各課から報告をさせていただきます。議案資料にお戻りいただき42ページをお開きください。

まず、総務課でございます。42ページの実績等報告については記載のとおりでございます。

43ページ、予定等報告につきまして、上から2段目、市議会文教委員会につきましては、明日3月9日に開催されることとなっております。行政報告としまして、令和3年度基本方針等の報告を行う予定でございます。

また、一番下、3月15日に予定しておりました児童・生徒対象の教育委員会表彰につきましては、緊急事態宣言の期間の再延長に伴いまして、集合での表彰式の開催は中止とさせていただくこととしました。今年度の表彰対象者につきまして、被表彰者一覧として席上に資料を配付させていただいております。ごらんとおり、個人が11件、団体が2件で合わせて13件が対象となっております。表彰状、記念品については、学校を通じて別途お渡しする予定としております。表彰内容、功績等については、後ほど資料をご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 続いて、教育センター、施設係、田島課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 44ページ、45ページをお開きください。

学校施設関係の工事につきましては、記載のとおりでございます。

教育センター関係におきましては、1人1台タブレット端末の整備において、学校のインターネット回線の増強整備を行っております。本日までに4校プラス教育センターの整備が終了しております。3月15日までに全ての学校の整備を完了する予定でいます。

私から以上になります。

○貝ノ瀬教育長 続きまして、学務課、金木課長、お願いします。

○金木学務課長 学務課でございます。46ページ、47ページをお開きください。

今週の水曜日、3月10日に臨時の就学支援委員会を開催する予定でございます。先月にも少しお話をさせていただきましたけれども、まだ現在、就学相談が継続している案件がございますので、年度当初の予定はなかったものですが、臨時に開催をする予定

でございます。

それと、例年は3月の上旬に令和4年度の就学に向けた就学相談の説明会を開催していますけれど、昨年度同様、このような感染状況がある中で、今年度は少し趣向を変えまして、ホームページに動画を掲載する形で、広く周知をさせていただきました。こちらの内容の詳細と、適応支援教室A-Roomの2月末までの状況について、併せて星野副主幹からご説明をさせていただきます。

○貝ノ瀬教育長 星野副主幹、お願いします。

○星野学務課副主幹 それでは、適応支援教室A-Roomの活動と、先ほど学務課長からありました小学校の就学相談の取組について報告いたします。

まず、A-Roomの活動報告をまとめた資料をごらんください。まず1番目、支援活動の概要についてです。A-Roomの支援期間は学校の授業日に準じて実施としておりますので、令和2年度は(1)の支援期間に記載しているとおりで。また、夏季休業日中については、1学期後の振り返りや2学期開始に向けた支援を行うために、1学期終了後と2学期開始前の1週間程度を開室いたしました。

A-Roomでの主な支援内容は、(3)の支援の主な内容にまとめてあるとおりでございます。ここに記載した内容を通室する子どものニーズに合わせて支援を行っております。在籍校との連携した取組の例としましては、例えば小学校では、展覧会に出品する作品を作る補助を行ったりですとか、中学校では、定期考査の実施、進路・進学相談の面接練習を在籍校からの依頼を受けて実施をしたりしました。

続いて、2の通室児童・生徒の状況についてです。令和3年2月28日付けの通室児童・生徒数は表にまとめてあるとおりでございます。2月末で小学校が12人、中学校が55人の計67人の児童・生徒がA-Roomに通室しております。小学校では2学期に高学年の児童が5人増え、中学校では1年生が5人、2年生が18人、3年生が5人増えた状況でございます。

続いて、通室する児童・生徒で、状況が好ましい方向に向かっている事例を報告いたします。小学校5年生のAさんです。小学校3年生のときに、理由は今もはっきりしませんが、集団の中での生活が難しくなり、長期欠席の状況となりました。AさんがA-Roomで頑張りたいことが、生活リズムを整えること、学習をできるようにすること、友達と関わりを持つことです。それを受けてA-Roomでは、Aさんに合った通室時間をAさんと話し合いながら決めて、通室を見守りました。そして、在籍校の担任が定期的に学習の課題を提示しているため、連携した学習指導も行いました。また、通室するほかの小学生や中学生と小グループにより交流を行いました。このような支援を行い、児童が自信をつけることで、Aさんから「6年生は学校に戻る」という言葉が本人から出るようになってまいりました。

続いて、中学校2年生のBさんです。中学校1年のときに、友人関係での不仲により、学校に行きづらくなり、欠席が続くようになりました。Bさんは学習が遅れてしまっていることや、学校に行けないことで、みんなと差がついてしまうという不安が大きく、自信もなくなっている状況でした。Bさんは、通室当初は、ほかの人に見られることに大きな

不安を持っていましたので、個別のブースを設けて支援を行いました。また、在籍校と連携して定期考査を実施し、目標を持って学習を進めることができました。そのように頑張ったことで成果が上がっていることを認めて、自信を持たせる支援を継続してきたことで、「来年は何とかして学校に戻りたい」と本人が話すようになってきております。

最後に、3の成果と課題、今後の取組についてです。成果は事例で報告したように「学校に行って頑張る。」という意思表示をする児童・生徒が出てきたこと、長期欠席傾向にある児童・生徒にとって、安心して通える居場所となっていることです。

また、現在の支援をよりよくするという観点で課題と今後の取組をまとめてあります。1点目は、児童・生徒の発達段階等に応じた環境の整備です。今あるA-Roomとは別に、一中内にもう一部屋A-Roomを拡充し、学習用具等も整備してまいります。2点目は、児童・生徒へのより丁寧な支援です。教育センター内にある分室等でも常時支援を行うために学習支援員を増員いたします。また、今年度、配付されましたタブレット端末を効果的に活用してまいります。3点目は、在籍校との連携です。在籍校の担任連絡会や、A-Roomの見学や説明会を開催するなど、学校とA-Roomの連携を深めていきたいと考えております。

A-Roomの報告は以上です。

続いて、小学校の就学相談の取組について報告をいたします。資料の令和3年度小学校の就学相談の進め方をごらんください。

例年、小学校の就学相談の説明会を実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルスの対応で三鷹市の就学相談についてと、三鷹市就学に関する説明を動画に撮り、配信することにいたしました。資料の下にあるQRコードを読み込んでいただくと、その動画を見ることができます。

この周知については、広報みたかと市のホームページに掲載し、子ども発達支援センター内のくるみ幼稚園ですとか、幼稚園、保育園については主管課に情報提供し、主管課より幼稚園、保育園に周知していただいているところになっております。QRコードを読み込んでいただければ動画が見られるようになっておりますので、教育委員の皆様もお時間があるときに視聴していただければと考えております。

報告は以上です。

○貝ノ瀬教育長　　続きまして、指導課、長谷川課長、お願いします。

○長谷川指導課長　　48ページをごらんください。

行事実績等報告につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

続きまして、右側49ページ、行事予定等報告でございますが、3月24日、これは先方の都合上、中学校の卒業式の後となってしまいますが、修学旅行の代替行事を予定しております。場所は三鷹の森ジブリ美術館を全館1日貸し切りまして、時差で各中学校の3年生が参観するような形を予定しております。また、お土産についても、ポストカードを全卒業生に配付する予定でございます。

そして、25日木曜日、小学校の卒業式でございますが、こちらにつきましては、緊急事態宣言後の感染状況を踏まえまして、現在のところは各学校保護者1名の参列となって

おりますが、感染の状況を踏まえた上で、2名ということも想定して柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 図書館、大地課長。

○大地三鷹図書館管理・サービス担当課長 50ページ、51ページ、図書館のところをご説明させていただきます。おおむね記載のとおりでございますけれど、一部補足と追加をさせていただきたいと思っております。

まず、実績のところですが、2月24日から西部図書館サポーター活動開始を記載させていただいております。西部図書館につきましては、3月20日から再オープンするわけでございますけれども、サポーターの募集をさせていただきまして、15名の方にご応募いただきました。現在、西部図書館で開館準備に従事していただいているところでございます。

また、予定でございますけれども、記載が漏れてしまっていて申し訳ございませんが、先ほど来、お話をさせていただいております電子書籍サービスを3月25日から開始させていただくという形になります。

また、3月21日に記載させていただいております子ども向けイベントの「かみしばいやさんがやってくる！」につきましては、緊急事態宣言の延長に伴って、日程を30日に変更してやらせていただくような形を考えております。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 次に、スポーツと文化部、大朝部長、お願いします。

○大朝教育部理事 それでは、52ページ、53ページをごらんください。まず、私から、最初に、スポーツと文化部での緊急対応方針に関する取組の状況について、簡単に説明いたします。

ご存じのとおり、緊急事態宣言が延長になってしまいましたので、スポーツと文化部が所管するスポーツ施設、芸術文化、生涯学習施設も開館時間の短縮を継続してやっております。また、この1年間様々な行事が、上期はほぼ中止に追い込まれ、そして、下半期は手法を変えて実施するというをいろいろ工夫してまいりました。今日、実績と予定の中で申し上げる内容につきましても、従来であれば大勢の方に集まっていたという行事もございましたけれども、いろいろと工夫をして、オンラインですとか、人数を絞るですとか、配信をするですとかいうことで置き換えてまいりました。

2月の下旬から、三鷹市のYouTube（ユーチューブ）チャンネルのほかに、スポーツと文化部のYouTubeチャンネルというのを一つ設けて、いろいろな動画等の配信を開始してございます。これは、三鷹市役所のYouTubeチャンネルは前からあったんですけれども、そちらは市の公式のお知らせをたくさん載せているものでして、私どもは、どうしても少し砕けた内容ですとか、市民の皆さんに楽しんでいただく内容なども多く含まれることから、今年度、部のYouTubeチャンネルを新たに作り直しました。

私からは1点、今日、席上にピンク色のチラシを配付させていただいております。例年ですと、光のホールに親子連れで集まっていたら、三鷹市管弦楽団の皆さんの演奏や、

ちょっとした楽しい劇なんかもドラマ仕立てで、クラシックを楽しみながら、いろいろ楽しんでいただくような舞台を行っていたんですけれども、今回、緊急事態宣言中ということもあって、集まっていただくことに課題があるので、収録をして、J : COMのチャンネルで放送した後、インターネットのYouTubeチャンネルでも配信をするという、おうちで楽しんでいただけるような形で今回実施をしております。教育長報告のスポーツと文化部の中には、27日というところに書いてありましたが、チラシにございますとおり、27、28、29日、そしてその後、期間限定ですけれども、インターネットのYouTubeでの配信もあるということで、このチラシを小学校、それから、保育園に配らせていただいているところです。

○貝ノ瀬教育長 加藤課長。

○加藤教育部参事 では、続きまして、生涯学習課から報告いたします。

初めに、実績でございますが、2月20日に第2回生涯学習センター利用者懇談会を開催いたしました。令和元年度から2年間、委員の皆さんで施設や講座についての意見交換を行い、市長への意見及び提案を作成する最後のまとめを行いました。3月中に市長に直接提出する予定になっております。

2月27日にはオンラインで糸繰り体験講座を実施いたしました。事前に繭とキットをお渡しいたしましたので、手軽に体験していただき、大変好評でした。第4土曜日の午前中ということで、小学生のお子さんと参加できなかったようですが、後で一緒にやってみましたというお声を何件もいただきました。

続きまして、今後の予定ですが、13日土曜日に大沢の里水車経営農家水輪公開式典を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮して人数を限って実施いたします。当日は教育長にご列席いただきます。よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

○貝ノ瀬教育長 平山課長。

○平山教育部参事 スポーツ推進課の平山です。

まず、実績ですが、3月6日、パラリンピックメダリストの小山恭輔さんの講演会ということで、ロンドンパラの50メートルバタフライの銀メダリストであります小山恭輔さんにオンラインで講演いただきました。こちらの講演内容につきましては、先ほどのスポーツと文化部のYouTubeで配信を計画しているところでございます。

また、一番下のところの3月6日、7日、三鷹市民駅伝大会の代わりということで、みたかバーチャル市民駅伝大会を開催いたしました。上限80チームということでしたけれども、この感染下におきまして、30チームの方が参加いただきまして、1チーム4人でございますので、120人の参加でございました。

右のこれからの予定でございますが、3月13日、三鷹市ゆかりのアスリート高橋侑子さんを応援し、トライアスロンが三鷹市におきましても普及していけばということで、トライアスロン体験を実施する予定です。こちらは総合スポーツセンターのプールとメインアリーナを使いまして、水泳とランニング、そして、自転車も少し体験いただけるような工夫をして実施をしております。小学生14人にお申込みをいただいているところでござ

ざいます。

そして、16日に東京2020大会等に向けた三鷹地域連携会議と記載がございますけれども、こちらは情報提供だけにとどめまして、会議としては中止ということで考えているところがございます。4月に会議としては実施をしていけたらと考えております。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長　以上で報告が終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、日程第6、教育長報告を終わります。

以上をもちまして、令和3年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。皆さん、ありがとうございました。

午後 4時31分 閉会